

令和4年（行コ）第198号 持続化給付金等支払請求控訴事件

被控訴人 国 外2名

証拠説明書（13）

2023年4月10日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士

平 裕 介



同 弁護士

出 口 か お り



同 弁護士

井 桁 大 介



同 弁護士

亀 石 倫 子



同 弁護士

三 宅 千 晶



同 弁護士

福 田 健 治



甲号証	標目 (写/原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
121	意見書(原本)	神戸大学 大学院法 学研究科 教授興津 征雄 及び 東北大学 大学院法 学研究科 准教授堀 澤明生	2023.4.4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件各不給付規定によって性風俗関連特殊営業を営む事業者を本件各給付金の給付対象者から除外したことが平等原則に違反するかという点について「首尾一貫性の要請」の観点からの審査がなされるべきこと。 ・ 首尾一貫性の要請は、平等原則や法治主義に基づく要請であり、国家行為一般に妥当するものであること。 ・ 首尾一貫性の要請を前提あるいは手掛かりとした平等原則に基づく審査(首尾一貫性審査)を行った裁判例があること(大阪高判平成14年7月3日判例時報1801号38頁(甲122)等)。 ・ 本件各不給付規定によって性風俗関連特殊営業を営む事業者を本件各給付金の給付対象者から除外したことは、本件各給付金の給付に関する「基本決定」から逸脱するものであり、それを正当化する合理的な理由も存在しないから、本件各不給付規定は平等原則に反すること。 ・ 国家が「公的に認知」すべき行為について許可制が採られているという事実や行政法学説は存在しないから、<性風俗関連特殊営業に許可制が採られていないのは、同営業が国民の性的道義観念からして「公的に認知」するに値しないものである>などという評価は不合理なものであること。 等
122	大阪高判平成14年7月3日判例時報1801号38頁	判例時報社	2003.1.11	<p>自立支援金事業に係る要綱の平等審査を行い、被災時から3年以上経過した日を基準日とする世帯主被災要件には合理性が認められないなどとした大阪高判平成14年7月3日の事案、判旨等。</p>
123	『憲法Ⅰ基本権』(写し)	一橋大学 名誉教授 渡辺康行	2016.4.20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の憲法の基本書でも、首尾一貫性の要請に基づく平等審査につき、「立法者は、どのような基本原則に従って法制度を形成するかについて、・・・一旦ある法制度の基本原則を選択した場合、そうである以上、その制度の基本原則を首尾一貫させなければならない。」と紹介されていること(86頁)。 ・ 立法者の首尾一貫性の要請は、すべての法領域で妥当すること(87頁)。 等

甲 号証	標目 (写/原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
124	『憲法学のゆ くえ』(写し)	慶応義塾 大学大学 院法務研 究科教授 山本龍彦	2016.9.20	<ul style="list-style-type: none"> ・首尾一貫性の要請が、日本の憲法解釈論においても紹介される概念であること(399頁参照)。 ・首尾一貫性の要請は、次のような思考をとること。制度形成者は、そもそも大枠としての制度を立ち上げるべきか、立ち上げるとして、これをどのような趣旨・目的の下で行い、基本的にどのような者を対象とすべきかといった、第一次的な判断を行う。これを「基本決定」と呼ぶ。制度形成者は、その次に、この基本決定に基づいて個別具体的な制度の仕組みを定める二次的な判断を行う。その際に、制度形成者は、自らが行った基本決定に拘束される。基本決定をする際の裁量(一次的裁量)は広範なものであったとしても、具体的な仕組みを定める裁量(二次的裁量)は、既に行使された一次的裁量の結果である基本決定と首尾一貫するように行使されなければならない(399～400頁参照)。 等
125	「平等取扱い の要請と行政・立法の『自己拘束』」 (法学セミナー812号77～82頁) (写し)	埼玉大学 准教授 栗島智明	2022.9.1	<ul style="list-style-type: none"> ・首尾一貫性の要請が、日本の憲法解釈論においても紹介される概念であること。 ・学説上、首尾一貫性審査を行なった判例として、国籍法違憲判決(最大判平成20年6月4日民集62巻6号1367頁)が挙げられること。 等
126	「性風俗関連 特殊営業事業者に対する持続化給付金等の不支給と憲法14条1項」 (原判決評釈)新判例解説 Watch 憲法 No.210 (写し)	学習院大 学教授 村山健太郎	2022.10.21	<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁の担当者が風営法上の「許可」が国家による公認を意味するという見解を述べているが、そのような見解が国会によっても承認されたという事実は認定されていないこと。 ・本件各不給付規程は、風営法の基本趣旨から逸脱したものであって、不合理な差別であり、平等原則に反するものであること。 等

甲 号証	標目 (写/原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
127	「性風俗関連 特殊営業に関 するコロナ禍 に伴う国の事 業者持続化給 付金不給付を めぐる司法審 査についての 一考察—東京 地裁令和 4 年 6 月 30 日 判決を素材と して—」	広島大学 人間社会 科学研究 科実務法 学 専 攻 (法科大 学院) 教授 新井誠	2023.3	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の政策を前提として特定業種のみ に宛てて給付を検討する際とは異なり、 特定業種のみ給付しないという措置に ついては、財政的理由は後退する可能性 が高く、給付行政であるから広い裁量 があるとのロジックは正当化されないこ と。 ・「政治的」判断の尊重を裁量の考慮要素 として真正面に取り込むと、生身の政治 的判断が法的救済制度に入り込むこと が予想され、高度な専門的技術判断に よる「政策的」判断と、生身の権力による 直感的な信条によるインスピレーショ ンがもたらす「政治的」判断は的確に認 識し区別する必要があること。 等
128	「性風俗営業 に対する差別的 取扱い」(法 学セミナー 818 号 6～11 頁)	日本大学 法学部教 授 玉蟲由樹	2023.3.1	<ul style="list-style-type: none"> ・本件で問題となった性風俗事業者に対 する持続化給付金等の不給付は、コロナ 禍で様々な事業者が営業にダメージを 負ったなかで行われた給付行政からの 排除であったところ、その背後にあった のは、40 年近く続く性風俗営業に対す る差別的取扱いであること。 ・たとえ、社会の多数派が考える「正しい 性のあり方」が存在するとしても、そ こから外れた職業を営む者を制度的に 差別することは、法の下での平等に違反 し、さらに、いわば「二級市民」扱いす ることは「個人の尊重」を掲げる憲法の 理念に反すること。 等

以 上